

資料編

1 地域のまちづくりビジョン策定経緯

期日	会議等	内容
令和元年 11 月 17 日	まちづくり協議会役員会	令和 2 年度の事業計画において、地域のまちづくりビジョン(以下、ビジョン)の策定について審議
令和 2 年 5 月	まちづくり協議会定時総会(書面議決)	令和 2 年度事業計画(ビジョン策定)議決
7 月 26 日	岩野田北まちづくりビジョン策定委員会設置(以下、策定委員会)、第 1 回策定委員会開催	策定の進め方、スケジュール、予算等協議
8 月下旬 ～9 月 30 日	まちづくりに関するアンケート実施	アンケート調査票の配布・回収(自治会役員・各種団体に依頼)
11 月 7 日	第 2 回策定委員会開催	アンケート結果の報告 第 1 次ビジョン素案の協議
11 月下旬	第 1 次ビジョン素案のまちづくり協議会委員に配布・意見聴取	
12 月 5 日	第 3 回策定委員会開催	第 1 次ビジョン素案の修正(パブリックコメント用素案)協議
12 月下旬～1 月 10 日	ビジョン素案のパブリックコメント	素案及び意見提出用紙の住民への配付・ホームページ掲載
令和 3 年 1 月 30 日	第 4 回策定委員会開催	パブリックコメントで寄せられた意見の取り扱い 第 2 次ビジョン素案の協議
2 月	まちづくり協議会(書面議決)	第 2 次ビジョン素案に関する審議・可決(ビジョン策定完了)
3 月 1 日	策定したビジョンを市に提出	本編、要約版を提出
3 月上旬～	ビジョンをホームページ及び公民館に公示	本編、要約版を公表
令和 3 年度以降	ビジョン要約版の配布・常備	住民へ配布・公民館に常備

●策定委員会委員(敬称略・順不同・令和 2 年 7 月 26 日現在)

委員長：松久忠弘(自治会連合会長)、副委員長：星谷昭治(自治会連合会副会長)、中嶋順司(元 PTA 会長)、荒尾ひろ子(広報部会長)、田中峯雄(自治会連合会副会長)、宮田尚雄(コミバス運営委員会事務局長)、内木正則(総務部副会長)、今村昭典(事業部副会長)、小林雅巳(広報副部会長)、山田敏吉良(前自治会連合会役員)、水谷美由紀(母子福社会長)、山内義孝(青少年育成会長)、小田切郷子(赤十字奉仕団分団長)、加納栄太(北小 PTA 会長)、宇留野政司(民生・児童委員協議会長)、河野昭彦(スポーツ少年団長)、森武雄(老人クラブ会長)、田中真弓(女性防火クラブ会長)、柴田博(社協主事)、橋本直樹(前公民館長)

2 市内の自治会・各種団体の沿革

(順不同)

○自治会

昭和 24 年、当時 22 の全小学校下(現「校区」)に、現在の自治会連合会の前身である「弘報委員会」が組織された。当時、市民にとっては「相互扶助と市政参加」のため、市にとっては「広報広聴」を通じて、市政の民主化促進を目的とした。今日は、新成人を祝う会、敬老会など(市との協働事業)、文化祭・運動会など(地域連帯活動)、地域の各種団体の支援活動等を住民参加で展開している。

○社会福祉協議会支部

市の社会福祉協議会は、昭和 33 年に民生委員協議会を母体に発足、昭和 53 年(1978)～55 年に地区ごとに支部が結成され、民生委員のほか、自治会や各種団体代表が参画して福祉活動を展開している。

○民生委員・児童委員協議会

昭和 3 年に「方面委員制度」の名称(県内は「奉仕委員」)で全国に普及していた制度が、昭和 21 年に民生委員に改称され、昭和 22 年の児童福祉法の制定により児童委員を兼ねることになる。昭和 30 年、現在の民生委員・児童委員協議会が組織され、各地域に寄り添った活動を展開している。

○老人クラブ

老人福祉法の制定(昭和 38 年)を見越し、昭和 37 年に市老人クラブが結成される。かつて地域活動の原動力となった青年団のように、成熟社会において豊かな経験を活かした地域活動の担い手として、更に高齢者の幅広い活動が期待されている。

○母子福祉会

昭和 26 年、未亡人母子福祉連合会が、戦争遺族を中心とする 1,500 世帯で結成されたのが始まり。昭和 37 年(1962)には母子寡婦福祉連合会に名称変更、昭和 54 年に各地区に母子寡婦福祉会が組織され(昭和 57 年に母子福祉会に改称)、地域に即した活動を展開している。

○日本赤十字奉仕団

西南戦争(明治 10 年)を契機に設立された博愛社が、明治 20 年、日本赤十字社に改称。明治 28 年に岐阜支部が設置され、各小学校に少年赤十字団が組織された。昭和 39 年に、市赤十字奉仕団を結成、分団が各地区に組織され、各種奉仕活動に従事している。

○消防団

地域自衛のための町火消の歴史は古く、旧岐阜町 74 戸が焼失した明和 5 年(1768)の大火後の明和 7 年(1770)に結成された「一文字組」が最初とされる。現在、中・北・南の 3 消防団と 39 分団が結成されている。また、全校区に市民消火隊、昭和 51 年に女性防火クラブ、昭和 55 年に少年消防クラブ運営協議会が設立され、世代を超えた取り組みが行われている。

○水防団

各地域の水防組は、昭和 31 年に水防団に統一された。全国的に消防団が水防活動を兼ねる中、岐阜市では、専任水防団として防災や被災時の救援救助等、人命に関わる自衛の活動を展開している。

○交通安全協会

昭和 30 年代以降、全国で交通事故が急増する中、地域では自主的に交通安全の取り組みが始まる。その後、昭和 40 年に岐阜中・南・北地区交通安全協会及び各地区に分会が結成された。

○女性の会

昭和 21 年に、市の婦人会連合会が誕生。当時は引揚者の出迎えや闇行為追放運動を展開、その後、衛生思想の向上をはじめ、新生活運動を展開した。平成 18 年に、女性の会連絡協議会と改称。自治会連合会に婦人部を設置する地区もあり、組織のほか、人権学習など活動内容にも変化が生じている。

○青少年育成市民会議

昭和 41 年、市が青少年愛護・非行防止都市宣言、昭和 44 年に、市青少年育成市民会議設立。昭和 46 年、各校区に青少年育成会が組織され、現在は、家庭部会、少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の 4 専門部会があり、地区に根付いた活動を展開している。

○小中 P T A

「教育自体が学校だけではなく、家庭や地域社会の協力によって行なわれるべき」とする PTA の理念のもと、昭和 22 年には多くの PTA が各校区に発足、翌年には市 PTA 連合会が結成された。

○子ども会

終戦後、町内会や PTA によって結成された 800 団の子ども会は、昭和 36 年以降、PTA の校外補導委員会を中心に、町内子ども会が普及しはじめ、昭和 40 年には 1,500 団になる。昭和 41 年から、各地区に子ども会育成協議会が結成された。昭和 58 年(1983)に PTA から独立し、子ども会育成連合会となり、地区ごとに特色ある活動を展開している。

○体育振興会

昭和 22 年、野球、水泳、陸上に各種競技や青年団などを加えて市の体育協会が発足。昭和 31 年、岐阜国体誘致を契機として各地区に体育委員会が、昭和 42 年に市の体育指導員会が結成され、組織的な活動が行われるようになる。昭和 43 年頃、体育振興会として再結成された。

○スポーツ少年団

スポーツ少年団の本部は昭和 41 年(1966)に設立される。それ以前から各地区には競技団体が発足し、昭和 51 年になると種目別に登録が開始されたことによって、少年団として新たに登録した少年団もあった。現在は、野球、サッカーをはじめ 17 種目にわたる団が組織されている。

ここに紹介したほか、ボーイスカウト、ガールスカウト、身体障害者福祉協会、保護司

会、遺族会、共同募金会岐阜市支会などの各種団体、自主防災組織、公民館運営委員会、まちづくり協議会などの連携組織、食生活改善推進員、いきいき筋トレサポーターなどの地域によって活動が見られる。また、各種活動ボランティア団体、歴史研究会、伝統保存会など地域独自の活動団体もある。

3 市内各地区のまちづくり協議会

まちづくり協議会とは、住民参画のもとに自治会連合会や各種団体等が連携して、地域の主体的なまちづくりを推進する機能を果たす目的で、自治会連合会ごとに設立されています。

平成 16 年から市の制度として設置が始まり、平成 19 年 4 月 1 日施行の「岐阜市住民自治基本条例第 15 条」に規定されました。

市内の設置状況(43 地区・令和 2 年 3 月 31 日現在)

協議会名称	設立年月日	ホームページ開設	ビジョン策定
京まちづくりの会	H16.5.31	○	
岩野田北まちづくり協議会	H16.10.2		
響 明るい白山まちづくりの会	H17.1.7		
水と親しむ西郷まちづくり推進協議会	H17.4.19	○	
芥見南安心・安全なまちづくり委員会	H17.7.25		○
鷺山まちづくり協議会	H17.8.30	○	○
芥見東まちづくり協議会	H19.1.26	○	○
鏡島まちづくり協議会	H19.7.1		
日置江地域まちづくり協議会	H20.6.18		
三里まちづくり協議会	H20.6.20		
則武まちづくり協議会	H20.12.6		
本荘まちづくり協議会	H21.5.15	○	○
合渡まちづくり協議会	H22.5.30		
芥見まちづくり協議会	H22.10.16	○	○
三輪南まちづくり協議会	H23.6.25	○	○
日野まちづくり協議会	H24.7.22		
茜部まちづくり協議会	H24.7.29		
島まちづくり協議会	H24.8.8		○
本郷まちづくり協議会	H25.6.20		○
黒野まちづくり協議会	H25.10.30	○	
長良東まちづくり協議会	H25.12.6		
明德まちづくり協議会	H26.12.19		
藍川まちづくり協議会	H27.1.16		

三輪北まちづくり協議会	H27.1.16		
ときわまちづくり協議会	H27.2.10	○	
鶉まちづくり協議会	H27.3.1	○	○
岩まちづくり協議会	H27.8.30		
城西まちづくり協議会	H27.10.21		
七郷いきいきふるさとづくり委員会	H28.1.17		
柳津町まちづくり協議会	H28.2.10		
厚見まちづくり協議会	H28.2.28		
早田まちづくり協議会	H28.3.9		
金華まちづくり協議会	H29.2.17	○	
木之本まちづくり協議会	H29.2.19		
加納東まちづくり協議会	H29.2.26		
徹明まちづくり協議会	H29.12.6		
加納西まちづくり協議会	H29.12.25		
市橋まちづくり協議会	H31.2.16		
梅林まちづくり協議会	H31.2.16		
木田まちづくり協議会	H31.2.23		
岩野田まちづくり協議会	R1.10.26		
長良西まちづくり協議会	R1.11.1		
長森東汎愛の郷づくり協議会	R2.2.29	○	

4 岐阜市住民自治基本条例

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組をいう。
- (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。
- (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
- (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
- (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定又は改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。

2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

第2章 住民自治の基本理念

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主権者である。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。
- (2) 役割分担及び協働によること。
- (3) 情報を共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。
- (5) 地域の特性を生かすこと。
- (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

第3章 市民の権利及び役割

(市民の権利及び役割)

第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。

3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

(コミュニティ)

第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びにNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)

及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

2 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

3 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働して、まちづくりの推進に努めるものとする。

4 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結びつきを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

5 地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

6 NPO法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ(次項において「NPO法人等」という。)は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

7 まちづくり協議会(自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。)は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

第4章 市の責務

(市長等の責務)

第8条 市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)は、次に掲げる事項を基本として、住民自

治を充実しなければならない。

- (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。
 - (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。
 - (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。
 - (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。
 - (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。
 - (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。
- 2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

- 2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

第5章 住民自治の市政運営

(基本原則)

第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

(市民投票)

第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。

- 2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。
- 3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件、投票の成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

(パブリックコメント手續)

第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手續を実施するものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。
- 3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

(審議会等の運営)

第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努める

とともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

(協働で担うより良い公共)

第 14 条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。

2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。

3 市長等は、前 2 項に規定するもののほか、様々な主体が協働してより良い公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

(コミュニティとの協働)

第 15 条 市長等は、コミュニティの活動を尊重するとともに、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行うものとする。

3 市長等は、まちづくり協議会が主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進めるとともに、まちづくり協議会がその機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行うものとする。

(中間支援機能)

第 16 条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

(住民自治推進審議会)

第 17 条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

～中略～

3 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する